

第 25 回統計データの二次的利用促進に関する研究会 議事概要

1 日 時：平成 30 年 1 月 24 日（水）10:00～12:00

2 場 所：総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者：廣松座長、縣委員、伊藤委員、玄田委員

《オブザーバー》

総務省（統計局、統計委員会担当室）、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター

《審議協力者》

（独立行政法人統計センター）椿理事長

（統計研究研修所）小林教授

（NTTセキュアプラットフォーム研究所）富士主席研究員、宮島主任研究員

《事務局》

総務省政策統括官（統計基準担当）室

4 議 題：（1）オンサイト利用の試行運用の状況について

（2）オンサイト利用に係る統計法第 33 条の運用に関するガイドラインについて

（3）その他

5 議事の概要及び意見等

（1）議題 1 オンサイト利用の試行運用の状況について

総務省統計局から、資料 1 「オンサイト利用の試行運用の状況」の説明が行われた。次に、事務局から、資料 2 「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の変更に係る答申」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

（意見交換及び質疑応答の概要）

○ オンサイト利用による調査票情報の提供が開始されているが、従来型の DVD 等による調査票情報の提供も並行して行われているのか。これまでの試行運用の実績としては、申出件数が少ない状況にあるが、オンサイト利用の拡大に向けて、どのような見通しを持っているのか。さらに、行政記録情報については、今後どのように対応していくことを想定しているのか。（縣委員）

→ オンサイト利用による調査票情報の提供と従来型の DVD 等による調査票情報の提供については、並行して実施している。また、オンサイト利用は、御指摘のとおり、申出件数が少ないものと認識しており、従来型の利用実績のある研究者や大学等に対し、積極的に PR していきたいと考えている。さらに、オンサイト施設については、当面、10 か所程度の設置を目指して順次拡大していきたいと考えている。（総務省統計局）

→ オンサイト利用の今後の展開として、統計法の改正を検討している。現行法制下においては、利用要件として高度な公益性が必要となっているが、これを一般的な学術研究の利用に緩和できるよう制度面から検討している。また、行政記録情報については、統計改革

の中でも指摘されているが、具体的にどのような行政記録情報にニーズがあるのか把握できていないところもあり、具体的なニーズを把握しながら検討を進めていくことを想定しており、並行して物理的なシステム面の整備を進めていくことが必要と考えている。(事務局)

- 最終的には、従来型の調査票情報の提供は継続されるのか。事業所・企業系の情報については、ビジネスレジスターの取組や法人番号などとも関連することかもしれないが、行政記録情報の活用は重要である。(縣委員)
- 統計委員会答申においても、セキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討するとされており、オンサイト施設の整備状況を踏まえ、将来的には、セキュリティ面を考慮して従来型の調査票情報の提供を縮小していくことになるのではないかと考えている。(事務局)
- 関係者との秘匿の認識の違いなどもあり提供審査に3か月以上要しているとのことだが、関係者の範囲についてはどこまで含むのか。当然、関係者の範囲が広がりすぎると時間がかかることになるが、諸外国では審査担当者が分析の出力結果の安全性に関して独自の判断を行ったり、審査担当者が秘匿に関する関係部局と適宜連携して対応したりする場合がある。我が国では、統計センターに一元化するのか、調査実施者と役割分担して実施するのかなど、関係者の範囲を含め審査の在り方について組織的にどのような対応を行っていくのが適当か検討した方がよいのではないかと。また、分析の出力結果については、SPSSは日本語、Rは英語など、ソフトウェアによって表示の仕方等が異なり、ソフトウェアに応じた審査方法を検討した方がよいのではないかと。さらに、基本計画の答申別表(資料2の2頁から3頁)において、調査票情報等についてオンサイト利用の推進に向けた取組を行うこととされているが、この調査票情報等の「等」には行政記録情報も含んだ上で、今後の手続きの仕組みや進め方を考えていくという趣旨か。(伊藤委員)
- 提供審査に係る関係者が多くなっているのは御指摘のとおりであるが、実績を積み重ねながら今後は審査期間の短縮に努めていきたい。また、組織的に効率的な審査ができるように、経験則を適用して秘匿処理した後に内容によっては緩和することもできるように、原課と調整しながら事務処理要綱を作っていくように。出力結果の英語表示については我々も問題視しており、英語で出されることによって、変数名が何を指しているのか分からないなど、審査に戸惑っているところもある。(総務省統計局)
- 基本計画別表における調査票情報等の「等」とはメタデータや関連情報を指している。行政記録情報については、オンサイト施設における提供実績がない状況であり、より安全な提供形態であることを各府省に働きかけていきたい。(事務局)
- 監視カメラの運用について、「常時監視できるような体制」とは、どのような体制なのか。運用の段階で実効性のある監視をどう担保していくのが課題と考えられるが、統計センターでは監視カメラの状況を常時確認しているのか。(玄田委員)
- オンサイト施設の管理者が常時監視することができるような監視カメラの運用を求めている。ただし、実際には常時映像を見ている訳ではなく、後々何か起きた時の確認用として録画・保存している。また、監視カメラの映像は統計センターにおいてもリアルタイムで見ることができ、適宜監視を行っている。(総務省統計局)
- 中長期的な課題としてAIの活用が考えられるのではないかと。(玄田委員)

- 将来的には活用できればと思うが、予算面の課題もある。(総務省統計局)
- 平成 28 年度の調査票情報の提供実績(統計法第 33 条第 2 号)は 324 件あり、引き続きオンライン利用の活発化を進めていただきたいが、行政記録情報については、供給が需要を喚起するという考え方の下、行政側がこのような行政記録情報があるということを示すことにより、利用を活発化させることが大事ではないか。(縣委員)
- 試行運用の利用件数については、必ずしも多くはないという状況ではあるが、オンライン利用の今後の運用に当たっては、これまでの運用の結果を踏まえつつ新たなオンライン施設の設置や新たに利用可能な統計調査の拡充に向けて、引き続き積極的な取組をお願いしたい。(廣松座長)

(2) 議題 2 オンサイト利用に係る統計法第 33 条の運用に関するガイドラインについて

事務局及び統計センターから、資料 3「オンサイト利用に係る統計法第 33 条の運用に関するガイドラインの主な変更事項」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 標準的なチェック内容については、審査する担当者がこれに準拠するというものではなく、利用者ニーズや調査の特性等を踏まえ、場合によってはこの内容よりも緩くなったり厳しくなったりするという理解でよい。また、提供審査のチェック内容に関する公表の是非について検討した方がよいのではない。諸外国では公表していない例もあり、実際の運用に当たっては、占有性ルール具体的な割合の数値など、どこまで公表するのが適当か議論した方がよいのではない。(伊藤委員)
- 標準的なチェック内容については、御指摘のとおり、あくまでガイドラインにおける標準的な内容として定めるものであり、実際の審査においては、調査票情報や変数の性質によって異なることもあり得ると考えている。(統計センター)
- 提供審査のチェック内容を公表するかどうかは、一つの論点であるが、利用者に対して後出しじゃんけんとなつてはいけなないと考えており、総務省統計局とも相談しながら検討してまいりたい。(統計センター)
- 標準的なチェック内容については、ユーロスタットのガイドラインを参考にしていると思うが、ユーロスタットのガイドラインについては公表されているため誰でも内容の把握が可能である。一方で、提供審査のチェック内容を公表する場合には、一般的な内容のみに限定し、実際の運用で用いる可能性のある具体的な数値については公表しない等、公表するチェック内容と実際に運用する内容の粒度を分けるということも考えられるのではない。(伊藤委員)
- この資料は公表されるものと認識しているが、あくまで標準的なチェック内容であり、実際の運用に当たっては、総務省統計局などの調査実施者と統計センターとの協議によるものと認識している。(廣松座長)
- 共管統計調査の取扱いについて、窓口を設けて一元的に取り組むことはよいことと思うが、各府省個別の方がよいという事情はあるのか。(縣委員)
- 利用者の視点からは一元的な窓口があることが望ましく、今後の方向性としては、でき

るだけ統計センターにおいて一元的に取り組めないかと考えている。(事務局)

- ガイドラインに盛り込むのか、または別の形とするのかは検討の余地があるが、標準的なチェック内容については、分かりやすい例示をたくさん盛り込むということを心がけてほしい。ちなみに、標準的なチェック内容に記載されている「10」という数字に根拠はあるのか。(玄田委員)
- 海外事例の収集や研修などを通じて、経験則として10あれば、差分への対応を含め安全性が担保されていると言われていることを踏まえ、「10以上」としている。(統計センター)
- 諸外国の状況を調べると、10以上あれば、これまで秘匿措置に関して問題となったことはないという経験則によるものであり、具体的な拠り所としてユーロスタットの考え方を参考にしている。(総務省統計局)
- 例示については、利用者への研修用教材などで示していくことが適当ではないかと考えている。(事務局)
- 本ガイドラインは、オンサイト利用の推進の基盤であるが、実際の運用に当たっては、関係機関が緊密に連携して取り組むことが重要である。また、オンサイト利用は、審査の在り方など更に詰めるべき部分もあるが、統計委員会答申等を踏まえ、今後の二次的利用に関する政府全体の取組の柱として育てていく必要があり、総務省及び統計センターとともに、本日オブザーバーとして参加している府省にも是非積極的な取組をお願いしたい。(廣松座長)

(3) 議題3 その他

統計研究研修所から、資料4「情報安全性と有用性を備えた統計情報の利用に関する研究と統計研究研修所の取組」の説明が行われた。次に、NTTセキュアプラットフォーム研究所から、資料5「調査票情報等の二次的利用における秘密分散・計算技術の適用可能性」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 資料5の3頁目の「データを保管」とは、暗号が将来的に解読されることを想定したものか。どのような保管が望ましいと言っているのか。また、暗号化は有用だが、暗号化されたデータの所有権は誰になるのか。暗号化される前のデータを保有する国に帰属するのか。(玄田委員)
- ここで言うデータの保管とはあくまで技術的な面にとらえており、システムの中に保存して後から呼び出せるというもの。今後コンピュータが進化しても元のデータを推測することができないような「情報理論的安全性」という暗号の理論をベースにしている。所有権については、例えば暗号化してもデータの所有権が変わるという認識は持っていない。(NTT)
- IDについては、どういうデータ構造になっているのか。また、オンデマンド集計で活用できる可能性はあるのか。国によってオンデマンド集計のシステムの在り方は異なるが、秘匿をどうするのが課題であり、オーストラリアのようにノイズを入れるなど、最終的な公表物としての秘匿処理が暗号化で可能なのか。(伊藤委員)
- 同じIDが入っているテーブルがあれば結合可能であり、IDそのものも暗号化されて

いる。秘密計算システム自体では、出力の秘匿は考慮していない。秘匿のルールが決められれば、そのルールを取り入れることは可能であるが、人が判断する部分はシステムの対応は難しいと考える。(NTT)

- 資料4に記載された研究発表の時点では、オンデマンド型のリアルタイム集計を想定していたところであり、集計表の秘匿の問題はあり得ること、システムの対応のみでは対応が困難と考え得ることと認識していた。研究発表の中では解決策として、システムの対応と人の対応を組み合わせるといった提案を行った。(統計研究研修所)
- 将来的には、どういうビジネスモデルを想定されているのか。暗号化して提供するのか、それとも暗号化ソフトを提供するのがビジネスモデルなのか。(玄田委員)
- データのお預かりサービスとデータを分析できるサービスというように、保管と分析のそれぞれのサービスを想定。(NTT)
- 本日御紹介のあった秘密分散・計算技術をはじめ、統計データの利用環境をより安全かつ充実させるための研究については、引き続き実用化に向けた取組を進めてほしい。(廣松座長)

(以上)

《文責：統計企画管理官付高度利用担当》